

内外無差別な卸売にかかる 子会社の対象外電源

2024年12月26日

第4回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御確認いただきたい内容

- 第98回制度設計専門会合（2024年6月25日開催、以下第98回会合）において、内外無差別な卸売の対象電源として、原則、①コミットメント主体の旧一電及びJERA（以下旧一電等）が保有する電源、②それらの子会社が保有する電源と整理。
- 一方で、例外として、「旧一電及びJERAの子会社が自身で建設した電源であって、且つ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが高いと判断される場合」を例示した。
- さらに、第3回制度設計・監視専門会合（2024年11月15日開催、以下第3回会合）では、旧一電等の子会社の保有電源（2024年8月時点）で、内外無差別な卸売の対象外となり得る電源の調査・分析結果を踏まえ、事務局として対象外とする子会社電源の考え方と類型案を検討し、委員より御意見を頂戴した。
- 第3回会合での御意見を踏まえ、事務局として、子会社の対象外電源の最終的な基準案と今後の運用について検討を行ったため、御確認いただきたい。

内外無差別な卸売の対象電源 議論経緯

1. 第98回会合では、内外無差別な卸売の対象となる電源は、原則として、コミットメントの主体である
①旧一電等自身が保有する電源、及び、②旧一電等の子会社が保有する電源と整理した。
(一方、旧一電等が出資している事業者であって子会社ではない事業者(関連会社等)の保有電源については、内外無差別な卸売の実施有無を各社判断に委ねている。)
2. 例外として、以下は上記の①及び②によらず内外無差別な卸売の対象外とし、実施有無を各社判断に委ねている。
 - 火力電源入札の落札電源(第86回制度設計専門会合 資料5、第89回制度設計専門会合 資料5-1)
 - 域外需要向けの域外電源(第90回制度設計専門会合 資料3)
 - オフサイトPPAにおける新設電源(第93回制度設計専門会合 資料5)
3. 加えて、上記の②旧一電等の子会社が保有する電源の例外として、「例えば、旧一電及びJERAの子会社が自身で建設した電源であって、且つ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模(販売電力量等)が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが高いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外と考えてよいのではないか」とした。
4. 上記の例外の例示を踏まえ、第3回会合では、対象外とする電源を、エリアの小売市場における競争を歪曲するおそれが高い電力量に限定(「コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量に対して僅少な場合(数%未満)」)し、内外無差別な卸売の対象外とする案を事務局から提示した。
委員やオブザーバーからは、数%の具体数値についてコンマ何桁まで精査すべきといった、基準値を過大に設定すべきでないといった趣旨の御意見や、規模僅少ゆえに対象外となり得る電源であっても価値の高い電源種(小水力等)が存在するといった趣旨の御意見があった。
5. こうした御意見も踏まえて、本日は、対象外とする子会社の電源の類型と基準値案を提示させていただく。また、今後の対象外電源にかかる具体的な運用方針についても御確認いただきたい。

子会社の対象外電源の種類と具体的基準（案）

第3回制度設計・監視専門
会合（2024年11月15日）
資料3を更新

- 対象外として整理することが自明なもの（以下の（ア）及び（イ））を含めて、以下の類型に該当する場合は内外無差別な卸売の対象外として整理※1する。とくに、（ウ）及び（エ）における、僅少な規模の判断基準については、具体的に1%未満と設定する。

対象外電源の種類	電源の概要	対象外とする具体的基準（案）
（ア）自家消費電源	小規模な太陽光発電を需要家の屋根に設置するなどして、主に需要家の自家消費として使用するもので、 卸売に当たらない。	基準なし
（イ）FIT電源	FIT対象電源で、送配電買取または小売買取により一定額で売電するもの。 小売事業者は市場価格相当で当該電源を購入するため、内外無差別な卸売の議論の対象外。	基準なし
（ウ）経過措置電源	第98回会合以前から既存契約が存在する といった理由から経過措置電源に該当する電源。	旧一電等のすべての子会社※2の（ウ）に該当する電源の発電電力量合計値(kWh)が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量(kWh)の 1%未満※3 。 （ただし以下（エ）に該当する電源も合わせて確認）
（エ）規模僅少電源	規模が僅少であることから、 小売市場における競争を歪曲するおそれが高い電源 。具体的には、右記の i 及び ii を満たす電源。	i. 旧一電等のすべての子会社※2の（エ）に該当する電源の発電電力量合計値(kWh)がコミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量(kWh)の 1%未満※3 。 （ただし（ウ）に該当する電源も合わせて確認） ii. 当該電源の出力(kW)が、 環境影響評価法における第一種事業、第二種事業に該当しない。

※1: 上記のア～エに該当する対象外となる子会社電源については、各エリアにおける内外無差別に係る評価の際、除外して評価。
※2: 子会社は、日本の会計基準（支配力基準）において、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配」されている法人をいう。
※3: JERAについては、東京と中部のそれぞれエリアにおいてFU評価の対象となっている。JERAのみ、東京と中部それぞれのエリアにて1%未満と設定する。（結果として、東京エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満（JERAで1%未満、東京HD及びRPで1%未満）が、中部エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満（JERAで1%未満、中部電力HDで1%未満）が内外無差別な卸売の対象外となり得る。

参考) (工) ii) 条件に用いる環境アセスメントの閾値

第3回制度設計・監視専門
会合(2024年11月15日)
資料3より抜粋

- 予見性の観点、及び、極端に大きな電源が内外無差別の原資から除かれることを避ける観点から、対象外電源の基準には設備容量(kW)の上限を設ける。
- その基準として環境アセスメントを援用し、その「第一種事業、第二種事業に該当しない」ことを条件とする。

<環境アセスメントの対象事業一覧>

(2022年4月1日改定)

対象事業		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
5 発電所			
	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW~3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW~15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW
	原子力発電所	すべて	—
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW~4万kW
	風力発電所	出力5万kW 以上	出力3.75万kW~5万kW

出典：環境省ホームページ

注：バイオマス発電所は、火力発電所の閾値を用いることとする。

対象外電源の判断について

- 今後、旧一電等の子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象内外の予見性を確保するため、特に（ウ）経過措置電源、（エ）規模僅少電源の電源については、本日以降、以下のとおり運用し、今後、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を改定する際、同文書にも反映する。
 - 旧一電等各事業者が、（エ）に該当し得る電源について、追加等の変更を行う場合には、各事業者にて対象外の基準を充足しているか御判断いただく。
 - その際、X年度に契約締結する卸契約の原資となる電源については、X年4月時点で情報公開されている最新実績の年度（Y年度）における、コミットメント主体が属するエリア内小売販売総電力量を用いて確認することを原則とする※1。また、（ウ）及び（エ）に該当し得る電源の発電電力量の値についても、Y年度の実績を用い、Y年度の実績が存在しない新設電源等の発電量については計画値を用いることとしたい。
 - 各事業者において、その判断に不明な点等がある場合には、委員会事務局に相談されたい。事業者からの相談を踏まえて、委員会事務局において内外無差別な卸売の対象外として整理できるかについて確認する。
 - （エ）ii)に用いる閾値については、各事業者における判断時点において施行されている最新の環境アセスメント基準に依拠する。
- なお、特に（エ）について、小売市場の競争を歪曲するおそれが低いと判断する根拠を、エリア内における発電電力量合計値が当該エリア内小売販売総電力量に占める割合としていることから、コミットメント主体の旧一電等の保有電源についても、i)及びii)条件に該当すれば、（エ）として対象外として扱うことを許容する※2。

※1：電力広域的運営推進機関が毎年公表している、年度別・エリア別の需要電力量合計（送電端）実績を参照いただきたい。

※2：その場合、該当する電源は、（エ）ii)の条件を満たすことはもちろん、旧一電等の（エ）に該当する電源及び旧一電等の子会社の（ウ）（エ）に該当する電源の電力量の合計が、1%未満となる必要がある。

第9回（2025年上半期予定）以降FUでの対象電源

第98回制度設計専門会
合（2024年6月25日）
資料7-2を更新

- 第98回会合では、旧一電及びJERAに対しては、2024年度に交渉を実施し、契約締結する卸取引から、子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を行うことを求め、フォローアップ（第9回FU）を行うこととした。また、上記原則の例外として、旧一電等の子会社が保有する電源について例示し、内外無差別な卸売の対象外と考えてよいのではないかと整理した。
- したがって、第9回（2025年上半期予定）のFU（主に24年度に締結された短期卸契約・長期卸契約につき評価実施※1）での対象電源から、本日整理した子会社の対象外電源は除かれることとなる。
- 内外無差別な卸売の対象内となる子会社保有の電源に関しては、以下のいずれかの方法で監視・確認を実施したい。
 - 1）旧一電及びJERAが、子会社から受電した上で、内外無差別な卸売の原資に含める場合は、従来どおり旧一電等自身の卸取引を確認する。
 - 2）子会社自身が卸売を行う場合は、旧一電等に子会社の卸取引も含めて必要な情報の提出を求めて確認する。
※子会社から電取委に対して直接、取引情報を提出可能な場合はこの限りではない。
- 対象外と判断された電源については、既に対象外と整理済の電源（オフサイトPPAにおける新設電源など）と同様、特段の報告を不要とするが、P.4に示す（ウ）経過措置電源については、契約継続中の証憑、（エ）規模僅少電源については、FU時の調査票の提出の際に、あわせて、その電源の一覧の提出を求める。
- なお、対象外になり得る電源であっても、各社の判断として内外無差別に卸売を行うことが否定されるものではない。

今後の論点・課題

- 本日お示しした内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源の類型は、現時点での整理であり、電気事業を取り巻くさまざまな環境変化に応じて、適宜、所要の検討を行った上で制度を見直していく可能性がある。例えば、第3回会合では、委員等から、規模が僅少であっても価値の高い電源種（小水力等）が存在するなどの御意見があった。こうした点は、例えば、該当する電源の新規確保に要するコスト等の困難性なども勘案し、確認していく必要がある。
- また、足下の電力・ガス基本政策小委員会等では、脱炭素電源の確保に向けた投資の促進や発電・小売電気事業者の創意工夫を促す市場環境整備の在り方等についても議論がなされている。このような昨今の環境変化も捉えながら、必要に応じて、内外無差別な卸売にかかる評価基準や、対象電源の考え方について検討していきたい。

参考）内外無差別な卸売の対象電源の範囲

凡例：対象対象外

- 内外無差別な卸売の対象となる電源につき、これまでの議論をまとめた。

コミットメント主体の 旧一電及びJERA	旧一電及びJERAの子会社※1,2	旧一電及びJERAの 関連会社	旧一電及びJERA 社外
旧一電及びJERAが保有する電源、 それらの子会社が保有する電源 (第98回制度設計専門会合)			
火力電源入札の落札電源（第89回制度設計専門会合）		旧一電及びJERAが 出資している事業 者であって子会社 ではない事業者 （関連会社等）が 保有する電源 (第98回制度設計 専門会合)	旧一電及びJERAが 出資していない事 業者が保有する電 源であって、長期 契約によって確 保している電源 (第98回制度設計 専門会合)
域外需要向けの域外電源（第90回制度設計専門会合）			
オフサイトPPAにおける新設電源（第89,93回制度設計専門会合）（次頁参照）			
自家消費用電源（本日）			
FIT電源（本日）			
経過措置電源（本日）			
規模僅少電源（本日）			

※1: 子会社は、日本の会計基準（支配力基準）において、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配」されている法人をいう。
※2: 完全子会社ではない場合（出資比率が100%でない場合）には、受電量等に基づいて対象となる電源量を判断する（第98回制度設計専門会合（2024年6月25日）資料7-2、P.6のとおり）。

参考) オフサイトPPAにおける新設電源にかかる整理

再エネ等の需要家との長期取引（コーポレートPPA）

第89回制度設計専門会合（2023年9月29日）資料5-1より抜粋

- 再エネ発電事業者が需要家と長期の電力購入契約を結ぶ電力調達形態（コーポレートPPA）においては、契約形態等が通常の卸取引とは大きく異なるため、本日御議論いただく評価基準に基づく評価の対象外と整理してはどうか。
- ただし、フィジカルPPAの場合には、小売電気事業者が介在するため、小売電気事業者を決定する際に、合理的な理由なく、社内・グループ内小売を有利に扱っていないかという点は別途確認する必要があるのではないか。
- また、長期脱炭素電源オークションの内外無差別規律の監視にあたっては、グループ会社の需要家に不当に安く販売する等して意図的に還付を回避することを防止するため、個別事例ごとに売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に安く設定されていないかも併せて確認すべきではないか。

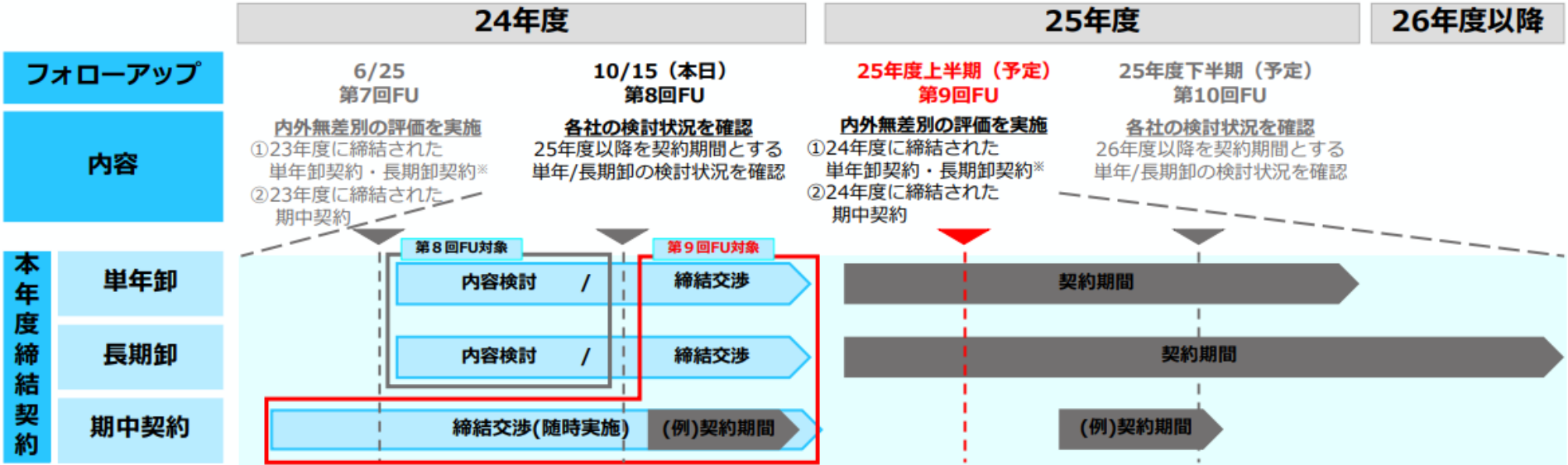
コーポレートPPAの分類			本資料の評価対象外の理由と内外無差別性の確認方法
需要家との長期取引 （コーポレートPPA）	オンサイトPPA		理由：小売電気事業者が介在しないため。 確認：-
	オフサイトPPA	自己託送の フィジカルPPA	理由：小売電気事業者が介在しないため。 確認：-
		フィジカルPPA ※小売電気事業者が 介在する必要あり	理由：契約形態等が通常の卸取引とは大きく異なるため。 確認：社内・グループ内事業者が介在する場合に、その合理性を確認。
		バーチャルPPA	理由：環境価値のみを提供し電気の取引が存在しないため。 確認：-

参考) 第9回FUの評価対象

第2回制度設計・監視専門
会合（2024年10月15日）
資料5より抜粋

内外無差別フォローアップの今後の進め方

- 内外無差別性の評価に当たっては、旧一電及びJERAによる卸売が実際にどのように行われたか等、監視等委が事後的に確認を行うことが必要であることから、各社の交渉・契約が終わり次第、速やかに次回のフォローアップを行いたい。
- このため、次回のフォローアップは25年度上半期に実施することとしたい。その際、旧一電及びJERAによる直近の契約締結プロセスの内外無差別性を確認し、内外無差別が担保されていない場合は早急に状況を改善させることを目的に、各社において①24年度に締結された、25年度以降を契約期間とする単年/長期卸及び②24年度に締結された期中契約の評価を中心に行うこととしたい。



※FU実施年受渡分の卸契約についても必要に応じて考慮